

農林水産省告示（重要な形質）の制定について

令和3年12月9日に開催された種苗分科会の答申を踏まえ、令和4年3月17日付け農林水産省告示第589号で重要な形質及び選択形質を定め、令和4年4月1日付で施行し、同日付で平成20年4月1日付け農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づき重要な形質を定める件）を廃止。

(参考)

品種登録ホームページ：<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

- 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令(総務一五) 二
- 大学設置基準等の一部を改正する省令(文部科学三) 四
- 種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産一五) 七
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(同一六) 一五
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(同一七) 二六

(告 示)

- 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示(文部科学三三) 三三
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働七二) 三七
- 種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件(農林水産五八九) 三九

○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同五九〇)

○家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件の一部を改正する件(同五九一)

○登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示及び登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

○八尾空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(同三五六)

○大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(同三五七)

(官庁報告)

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について(農林水産省)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

三三

三二

三七

三七

三七

三七

三六

三七

三六

三九

三九

<p>ビデンス (センダンシダ)</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>草型、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>草型、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>樹姿、樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>樹姿、樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>樹姿、樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>樹姿、樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>樹高、樹幹の形状、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>
---	---	---	---	---

<p>カラシナ</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>	<p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p> <p>草姿、草丈、葉の形状、葉の加工用又は飼料用、種子のために利用するものに限る。)</p>
--	---	---	---	---

